

《仮訳（要約）》

BfR 推奨基準 36

食品と接触する紙および板紙に関する勧告

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には  
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、  
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。  
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。  
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが  
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

[https://www.bfr.bund.de/en/bfr\\_recommendations\\_on\\_food\\_contact\\_materials-308503.html](https://www.bfr.bund.de/en/bfr_recommendations_on_food_contact_materials-308503.html)

※ 原典(18 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。  
翻訳は省略。

## 概要：

この勧告は、食品と接触しまたは食品に影響を与えることを意図した紙・板紙および繊維鑄造で作られた単層および多層商品（商品、材料）に有効である。

また、90°Cまでの温度で使用することを意図した紙・板紙（食品の保持・再加熱）を含む。以下の特別な用途（例えば、より高い温度範囲）については、それぞれの特別な勧告に留意しなければならない。

- 意図した用途で高温抽出にさらされる紙（ボイルインバッグ包装、ティーバッグ、ホットフィルター紙）、および意図した用途で抽出（ろ過）にさらされるフィルター層に対して、勧告 XXXVI/1 が適用される。

- 베이킹中に食品と接触する、あるいは食品に影響を与える紙・板紙、ボードについては、勧告 XXXVI/2 が適用される。この勧告は、電子レンジでの使用にも適用される。

- 食品包装用のセルロース繊維をベースとした吸収パッドについては、勧告 XXXVI/3 が適用される。

## 適用範囲：

食品・日用品・飼料法典（LFGB）セクション 2, パラグラフ 6, ナンバー 1 に記載されている商品としての製造に紙・板紙を使用することは、それらが意図した目的に適し、以下の条件にも適合している必要がある。

### A) 原材料

以下の原材料を使用することができる。

繊維素材、フィラー

### B) 製造用助剤

以下の製造用助剤を使用することができる。

サイジング剤、沈殿剤、固着剤、パーチメント化剤、保持剤、脱水促進剤、浮遊剤、消泡剤、スリム化剤、防腐剤

### C) 製紙用精製剤

製紙用精製剤としては、以下のものを使用することができる。

ウェットストレングス剤、保湿剤、着色料と蛍光増白剤、表面改質剤、コーティング剤